

れいわ ねん ど ばん
令和7年度版

ほっかいどうもんべつこうとうようごがっこう
北海道紋別高等養護学校

せ い と こ こ ろ え
生徒心得

はじめに

この「生徒心得」は、皆さんが安全で安心な学校

生活を送るための約束事が書かれています。

よく読んで、一人一人が約束を守り、皆さんが楽しい

と思える学校生活を創っていきましょう。



もくじ 目次

- 1 校訓（生徒像）について P 3
- 2 校章について P 3

せいとこころえ 生徒心得

- 1 学校生活について
- (1) 日課 P 4
- (2) 礼儀 P 4
- (3) 自立 P 5
- (4) 仲間 P 5
- (5) 衛生面／安全面 P 5
- (6) 携帯電話／スマートフォン P 6
- (7) 持ち物 P 6
- 2 服装／身だしなみについて
- (1) 制服 P 7
- (2) 作業服 P 10
- (3) ジャージ P 10
- 3 部活動について P 11
- 4 校外生活に関すること P 12
- 5 懲戒等の規程 P 13
- 【参考資料 法律について】 P 17

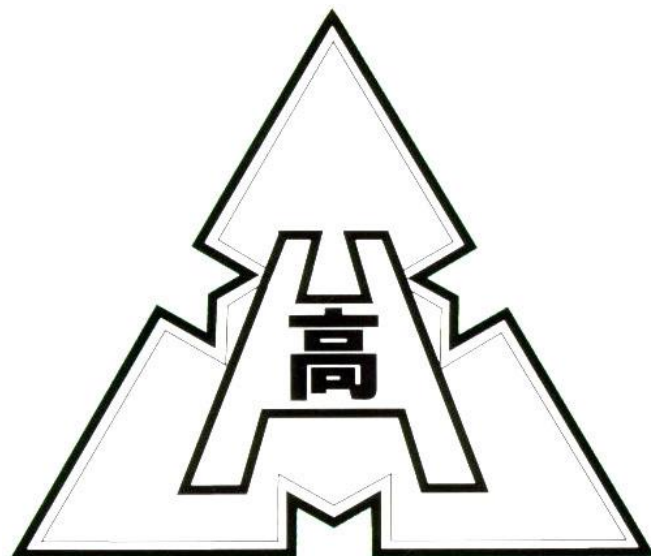
1 校訓（生徒像）について

○明朗（いつも明るく 体を動かす生徒）

○誠実（お互い信頼し共に暮らす生徒）

○全力（あきらめず最後まで力を出し切る生徒）

2 校章について



校章の基調となる三角形は、紋別市を全貌とする大山と校訓である明朗、誠実、全力を表している。

また、学校・家庭・地域が三位一体で歩み、社会で豊かな生活を共に送ることを目指す本校の教育像も表している。

生徒心得

1 学校生活について

(1) 日課

ア 日課を理解し、自主的・計画的に行動しましょう。

イ 休み時間は、トイレや着替え、次の授業の準備や移動のために使いましょう。

ウ チャイムが鳴る前に、着席または整列しましょう。

エ 面談や部活動などがない場合や用件が終わった場合は、速やかに下校しましょう。

(2) 礼儀

ア 挨拶・返事

挨拶は「相手に聞こえるように・いつでも自分から・さわやかに・伝わるように」を心がけましょう。返事は「相手の方々を向く・適切な声量で応答する」を心がけましょう。

イ 頼みごと・お礼

人に頼みごとをするときには丁寧にお願いをし、何かしてもらったら感謝の気持ちをすぐに伝えるようにしましょう。

ウ 謝罪

失敗したら、すぐに謝罪の気持ちを伝えるようにしましょう。

また、失敗したことを隠したり、ウソをついたりすることはやめましょう。

エ 言葉遣い

いつでも丁寧な言葉遣いを心がけましょう。

オ 入室の仕方

H R 教室以外を使用する場合は、入退時にノックをして挨拶をしましょう。

(3) 自立

- ア 自分の気持ちをコントロールし、相手のことを考えた行動をしましょう。
- イ 日々、目標を立て、改善しましょう。
- ウ 社会人として働き続けるイメージを持ち、自分のことは自分で行いましょう。
- エ 自分で善悪の判断ができるように学習をしましょう。

(4) 仲間

- ア いじめ及びいじめにつながることで、他人の体や気持ちを傷つける言動、相手の体と触るなどの行き過ぎた行動は、絶対に行わないこと。
- イ お互いに助け合い、恋愛や友人関係で困ったことがあれば、すぐ大人に相談しましょう。
- ウ 午後11時(23時)～翌朝午前4時に出発かないこと。(条例で外出時間が制限されていて、補導されます。)
- エ 恋愛感情を持った交際をするときは、友人や知人としての付き合いと同様に相手を思いやり、互いの人格を尊重しましょう。
- オ 相手とコミュニケーションを取るときは、適度な距離感(パーソナルスペース)を守り、プライベートゾーンは絶対に触らないこと。
- カ 物のやりとりは行わないこと。携帯電話番号やSNSのIDの交換など、必要がある場合は保護者に相談してから行いましょう。
- キ 休日どこかへ出かけたときにトラブルや事故に巻き込まれた場合、すぐに連絡をとったり対応したりできるように、必ず保護者に「誰と」「どこで」「何時まで」出かけるのか伝えましょう。

(5) 衛生面・安全面

- ア いつでも清潔な服装と身だしなみに気を配って生活しましょう。
- イ 制汗剤を使用する場合は、無香性もしくは微香性の物にしましょう。
- ウ 香水、パーマ、染髪、化粧、マニキュアは禁止です。
- エ 前髪は目にかからないようにし、髪が長い場合は、作業や学習、食事などに邪魔にならないようにヘアゴムで縛ったり、ヘアピンで留めたりしましょう。
- オ 校舎内外は常に汚さないようにしましょう。また、汚した場合には速やかに拭き取るなどの対処をしましょう。
- カ 故意に物を壊すことや、壊すことにつながる行為は行わないようにしましょう。

(6) 携帯電話・スマートフォン

ア 基本的なマナーを十分理解し、相手と気持ちよく使用できるように心がけましょう。

※ 使用する上での基本的なマナー（一例）

- ・無断で、他人の写真や動画を撮影したり、掲載したりしない。
- ・SNSのIDを相手の許可なく無断で交換をしない。また、交換を強要しない。
- ・自分や他人の個人情報や公開したり、第三者に教えたりしない。
- ・深夜や早朝など、相手にとって非常識な時間にやりとりをしない。
- ・根拠のないうわさや、他人を誹謗中傷するような書き込みや発言をしない。
- ・画面を見ながら歩いたり、自転車に乗ったりしない。
- ・静かにするべき場所や施設では、マナーモードにするか電源を切る。
→ 相手の都合や気持ちを考えた使用をしましょう。

イ 使用するときには、保護者とルール（決まり）を決めましょう。

ウ 電子決済は、保護者と使い方の確認をしてから使用しましょう。

(7) 持ち物

ア 身分証明書は、校外に出る行事や帰省・帰舎のときなどには携帯しましょう。

イ 学習活動や部活動で使わない物、刃物などの危険な物は持ってこないこと。使用したい物がある場合には、担任に相談し許可を得ましょう。

ウ 身に付けても良い装飾品は「腕時計」「ヘアゴム」「ヘアピン」のみです。髪を留めるヘアゴムやヘアピンは派手な色を避けましょう。

エ 登校後または帰舎時には、貴重品を担任または寄宿舎に預けましょう。

オ 水分補給のために、水筒を持ってくるのも良い。中身は【水・お茶・スポーツドリンク】

とします。水筒は自己管理とし、毎週持ち帰って消毒するなどして、清潔な状態を保ちましょう。

2 服装／身だしなみについて

(1) 制服

ア 正装（儀式的行事や対外的行事に着用）

【スラックス正装】



【スカート正装】



※寒いときには、ニットベストかカーディガンを

着用する。



【制服着用の注意点】

1. Yシャツやブラウスは、白色を着用しましょう。
2. 肌着は、派手な色を抑え、白や黒、ベージュなどの色にしましょう。
3. 上靴は、黒や紺、グレー、白を基調とした色のものにしましょう。
4. スカートの腰で折らず、立ち膝をしたときに床につく長さようにしましょう。
5. 儀式的行事のとき、靴下はふくらはぎまでの長さのものとし、黒か紺色にしましょう。
6. 制服すべてを着用しても寒い場合は、上着の着用を認める。その際には、HR担任や授業担当者に確認をしてから着ることとし、華美なものは控えること。

イ ^{りやくそう}略装 ^{か き きかん}(夏季期間 (おおむね6月～9月) ^{ちやくようかのう}に着用可能)

(ア) ^{りやくそう}Yシャツ略装 ^{ぎしきてきぎようじ}(儀式的行事・^{たいがいてきぎようじ}対外的行事 ^{ちやくようかのう}どちらも着用可能)

【Yシャツ略装】
(スラックス)



【Yシャツ略装】
(スカート)



(イ) ^{りやくそう}ポロシャツ略装 ^{ぎしきてきぎようじ}(儀式的行事にのみ ^{ちやくようかのう}着用可能)

【ポロシャツ略装】
(スラックス)



【ポロシャツ略装】
(スカート)



【^{りやくそう}Yシャツ略装・^{りやくそう}ポロシャツ略装 ^{ちゅういてん}の注意点】

1. ^{てんこう}天候や^{きおん}気温に合わせて、^じ自己判断で^{こはんたん}カーディガンやニットベストの^{ぬ き}脱ぎ着をしましょう。
2. ^{すはだ}素肌や^{したぎ}下着が^す透けないように、^{した}Yシャツの下に^{はだぎ}肌着や^{ちやくよう}タンクトップを着用しましょう。
3. ^{りやくそう}ポロシャツ略装時、^{すそ}ポロシャツの裾は^だ出して^{ちやくよう}着用しても^よ良いです。

ウ 儀式的行事や対外的行事以外の場合には、^{した}下の(ア)～(イ)の^{ふくそう}服装を認めます。

(ア) ネクタイの代わりに「リボン」を^{ちやくよう}着用することができます。

(イ) ブレザーの代わりに、「ニットベスト」(紺かグレー) か「カーディガン」(黒・紺・グレー・白) を^{ちやくよう}着用できます。

(ウ) 靴下はふくらはぎまでの長さのものに限らず、ストッキングやタイツを^{ちやくよう}着用できます。

(ア) ネクタイの代わりに「リボン」を^{ちやくよう}着用できる。



(イ) ブレザーの代わりに、「ニットベスト」か「カーディガン」を^{ちやくよう}着用できる。



エ ^{いこうきかん}移行期間の^{ふくそう}服装

5月と10月は、^が制服^が移行期間とし、^{せいふく}正装・^{りやく}略装どちらも可とします。^{きおん}気温や^{てんこう}天候に合わせて、^{ふくそう}服装を^{ととの}整えましょう。^{くわ}詳しい^{についで}日程は、^{せいとしどうぶ}生徒指導部または^{たん}担任より^{れんらく}連絡があります。

オ 「身だしなみ」と「おしゃれ」の違いについて

^{がっこう}学校では^{しゅうだんせいかつ}集団生活をしていますので、^{しょうらいしゅうしょく}将来就職したときのことを^{かんが}考え、おしゃれをするのではなく「身だしなみ」を^{いしき}意識した^{ふくそう}服装や^{かつこう}格好を^{こころが}心掛けましょう。

ア 身だしなみとは ～ 周りの人が嫌な思いをしない^{ふくそう}服装や^{かつこう}格好のこと

イ おしゃれとは ～ 本人が^{ほんにん}好きで^す気に入っている^き^い服装や^{ふくそう}格好の^{かつこう}こと

さぎょうふく
(2) 作業服

さぎょうふくちやくよう ちゅういてん
【作業服着用の注意点】

1. ファスナーは、胸ポケットの位置より上で閉めましょう。
2. 指定Tシャツまたは白・黒・紺色のTシャツを着用し、裾は入れましょう。
3. 安全のために、必ず作業ベルトは付けましょう。(作業帽の着用は、学科によって異なります)

(3) ジャージ

ちやくよう ちゅういてん
【ジャージ着用の注意点】

1. ファスナーは、ロゴマークの位置より上で閉めましょう。
2. 種目に合ったシューズを履くことは可とします。(ランニングシューズ・バスケットシューズ等)
3. 部活動後の下校の服装については「自己選択」とし、ジャージでの下校も認めます。
4. 運動機能を高める等の理由で、シャツの下にコンプレッションウェアを着用することは可とします。その際は、HR担任や授業担当者に相談をし、華美な色は控えましょう。

ファスナーは胸ポケットの位置より上で閉めましょう。



わる
悪い例



み
だらしく見えて、機械

さぎょう きけん
作業で危険になるため

ファスナーはロゴマークより上で閉めましょう。



わる
悪い例



み
だらしく見えて、ケ

ガにもつながるため

3 部活動について

(1) 設立

部活動や同好会の設立は、生徒からの意見やアンケートをもとに生徒指導部が考案します。その後、職員会議で協議し、校長先生が認めた場合に設立されます。

(2) 所属期間

部活動の所属期間は原則1年間ですが、同じ部活動を3年間続けることもできます。

(3) 活動日／活動時間

活動は、基本月～木曜日の15:35～16:35とし、年間活動計画のもと行います。

(4) 入部

新2、3年生は年度末に、新1年生は新入生歓迎会後に希望する部を選択し、保護者の同意書とともに入部届を提出し、入部が決定します。

(5) 退部

退部の申し出があった場合は、H R 担任、寄宿舎担当、顧問が協議し、承認された場合に退部が許可されます。また、特別な事情がない限りは年度途中の退部は認めません。

(6) 部活動への参加

学校および寄宿舎生活の日課を取り組んでいることが基本であるため、生活が乱れていたり、ルール違反があったりした場合には、活動に参加することはできません。

また、特別な事情があり、部活動を休むときなどには、必ず顧問の先生に理由を伝えてから休みましょう。

(7) 大会への参加

部員数が少ないなどの理由で大会への参加が難しいときは、保護者の同意があれば、他の部活動に所属する生徒でも大会に参加することができます。

4 校外生活に関すること【関わる法律・条例】

(1) 飲酒

日本の法律では、20歳未満の飲酒は禁止されています。また、20歳以上の場合でも、在学中は禁止です。【20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律】

(2) 喫煙

日本の法律では、20歳未満の喫煙(加熱式タバコ含む)は禁止されています。また、20歳以上の場合でも、在学中は禁止です。【20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律】

電子タバコは、法律では禁止されていないものの、使用することで健康へ影響を及ぼすことがあります。在学中の購入や使用は控えましょう。

(3) 自動車運転免許

自動車運転免許の取得及び自動車学校への入校は、本校の「運転免許取得規程」を理解し、保護者とよく相談をした上で、所定の手続きを行いましょう。また、入校に際しては、授業に支障が出ないようにしましょう。【道路交通法】

(4) アルバイト

アルバイトは、基本的に長期休業中のみとします。本校の「アルバイトに関する規約」を理解し、保護者とよく相談をした上で、所定の手続きを行いましょう。【労働基準法／職業の許可】

(5) 外出時間の制限について

午後11時(23時)～翌朝午前4時には外で出歩かないこと。特に外出の機会が増える長期休業中は、保護者に外出先や時間を伝えましょう。【北海道青少年健全育成条例】

5 北海道紋別高等養護学校生徒の懲戒等の規程

(名称)

第1条 この規程は、「北海道紋別高等養護学校生徒の懲戒等の規程」という。

(主旨)

第2条 この規程は、学校教育法第11条、同法施行規則第26条及び北海道立特別支援学校学則第22条並びに第23条に基づき、本校生徒としての本分に反する行為があった場合に、懲戒等を行うための規程である。

(目的)

第3条 この規程は、卒業後、自立し社会参加する本校生徒が、法令等と刑罰等の在り方、法令の遵守、社会のルールやマナー及び公衆道徳等を守る学習のために、教育的配慮のもとに活用することを目的とする。

2 この規程は、自他ともに健康で安全な学校生活及び寄宿舎生活を送ることができるように、懲戒等を行うことを目的とする。

(懲戒等の種類)

第4条 懲戒の種類は、次の各号に挙げるものとする。

(1) 退学

(2) 停学（登校を許可しない）

(3) 訓告（校長説諭）

2 次の各号については、懲戒に準ずるものとする。

(1) 自宅謹慎（自宅で課題学習）

(2) 登校謹慎（授業には出席せず、校内で個別の課題学習）

(3) 自主退学^{じしゅたいがく}の勧告^{かんこく}

(4) 退舎^{たいしゃ}

3 その他、次の各号の教育的措置^{た つぎ かくごう きょういくてき そ ち こう}を講じるものとする。

(1) 個別指導^{こべつしどう}

(2) 行動や活動の規制^{こうどう かつどう きせい}

(3) 奉仕活動^{ほうしかつどう}

(4) 費用弁償^{ひようべんしょう}

(5) その他教育的に必要と思われる措置^{た きょういくてき ひつよう おも そ ち}

懲戒等^{ちようかいとう}の対象^{たいしょう}

第5条 懲戒等^{ちようかいとう}を行う対象^{たいしょう}については、次の各号に挙げるものとする。

1 触法行為^{しよくほうこうい}があった場合^{ばあい}

2 暴力行為^{ぼうりよくこうい}により傷害^{しょうがい}を与えた場合^{あた ばあい}

3 故意^{こい}に施設・設備^{しせつ せつび}、備品等^{びひんとう}を破損^{はそん}させた場合^{ばあい}

4 生徒心得^{せいとこころえ}に著しく違反^{いちじる いはん}した場合^{ばあい}

5 社会^{しゃかい}のルールやマナー及び公衆道徳等^{およ こうしゅうどうとくなど}を守らなかった場合^{まも ばあい}

6 上記各号^{じょうきかくごう}の程度^{ていど}が著しいか繰り返^{いちじる}し行った場合^{く かえ}、または、改善^{かいぜん}がみられない場合^{おこな ばあい}

7 その他、教育的に必要と思われる場合^{た きょういくてき ひつよう おも ばあい}

懲戒等^{ちようかいとう}の適用^{てきよう}

第6条 懲戒等^{ちようかいとう}の適用^{てきよう}に当たっては、障害等^{しょうがいとう}の特性^{とくせい}に十分に配慮^{じゅうぶん はいりよ}をし、単に、懲戒等^{たん ちようかいとう}の

適用^{てきよう}を行うものではなく、あくまでも当該生徒^{おこな}の教育的な改善^{とうがいせいと}を図るために行うなど、

十分に教育的な配慮^{じゅうぶん きょういくてき はいりよ}を行う。^{おこな}

2 懲戒の適用に当たっては、保護者及び本人と十分な話し合いを行い、学校と保護者、本人との相互の理解を得た上で行う。特に自宅謹慎における欠席の扱いについては事実関係と指導方針を十分に説明する。

また、保護者の意向を十分に聞き、理解と協力を得られるようにする。保護者から出された意見についてはあらゆる角度から検討し、必要であれば再度生徒指導会議及び職員会議を開き、検討する。意見聴取は主に保護者からの弁明を聴くものであり、同意を得ることまでは必要ないものとし、意見についての検討を参考にして、校長が是非を判断する。

(懲戒等の決定及び通知等)

第7条 本規程第4条第1項及び第2項(3)(4)に示す懲戒等の起案に当たっては、生徒指導担当やH R 担任、寄宿舎担当による協議、生徒指導会議を経て、職員会議で協議し校長に意見の具申を行う。その場合、会議等を臨時に行うなどして、速やかに対応する。

2 校長は、職員会議の協議を開き、法令の示すところに基づき前項の懲戒を決定する。

3 自宅謹慎、登校謹慎及び本規程第4条第3項の教育的措置に当たっては、教育的に緊急措置が必要な場合があることから、前第1項、第2項(3)(4)によらず、生徒指導会議により起案し、校長の了承で行う。その場合においては、必ず、学年、寄宿舎、職員への報告を行う。

4 退学に当たっては、校長が保護者及び本人に直接会い、文書を持って通知を行う。

5 停学、自主退学の勧告及び退舎の処分に当たっては、校長が保護者及び本人に直接会い、口頭で行う。

6 自宅謹慎、登校謹慎及び本規程第4条第3項に示す教育的措置に当たっては、校長を含む適切な関係者から保護者及び本人に対して、口頭で行う。

かいじょ
(解除)

だい じょう かいじょ
第8条 解除については、次の各号に挙げるものとする。

- 2 せいとしどうたんとう ホームルームたんになん きしゅくしゃたんとう しどうけいかほうこく う せいとしどうかいぎ きょうぎ
生徒指導担当や H R 担任、寄宿舎担当より指導経過報告を受け、生徒指導会議で協議し、
とうがいせいと はんせい じゅうぶん みと しよくいんかいぎ ていあん げんそく
当該生徒の反省が十分と認められたとき職員会議に提案することを原則とする。その
ばあい かいぎとう りんじ おこな すみ たいおう
場合、会議等を臨時に行うなどして、速やかに対応する。
- 3 こうちょう しよくいんかいぎ いけん き かいじょ けつてい
校長は、職員会議の意見を聞き、解除を決定する。
- 4 じたくきんしん とうこうきんしんおよ ほんきていだい じょうだい こう しめ きょういくてきそ ち しどうかいじょ かん
自宅謹慎、登校謹慎及び本規程第4条第3項に示す教育的措置の指導解除に関しては、
とうがいせいと はんせい じゅうぶん みと たんとうしゃかん きょうぎ きあん こうちょう
当該生徒の反省が十分と認められたとき、担当者間で協議したのち、起案し、校長の
りょうしょう けつてい
了承で決定する。

ふそく
付則

- 1 この規程は、きてい へいせい ねん がついつたち しこう
平成28年9月1日から施行する。
- 2 きょうむきていいちぶかいせい ともない へいせい ねん がつみつ か いちぶかいせい
教務規程一部改正に伴い、平成30年4月3日一部改正。
- 3 れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい
令和2年3月31日一部改正。
- 4 れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい
令和3年3月31日一部改正。
- 5 れいわ ねん がつ いちぶかいせい
令和4年3月31日一部改正。
- 6 れいわ ねん がつ いちぶかいせい
令和5年3月31日一部改正。
- 7 れいわ ねん がつ いちぶかいせい
令和6年3月31日一部改正。
- 8 れいわ ねん がつ いちぶかいせい
令和7年3月31日一部改正。

【参考資料 法律について】

【刑法】

第38条 故意

法律を知らなかったからといって、罪を犯そうという意志がなかったと主張することはできません。

第60条 共同正犯

二人以上で一緒に犯罪を行った場合は、全員その犯罪を行ったものとして同様に扱います。

第95条 公務執行妨害及び職務強要

公務員の仕事を邪魔するために暴力を振るったり、脅迫をしたりした人は、3年以下の懲役か禁錮または50万円以下の罰金とします。

第104条 証拠隠滅等

他人の事件に関する証拠を隠したり、なくしたり、作り変えたり、偽物の証拠を作り出した人は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金とします。

第169条 偽証

「私は本当のことしか言いません」と誓ったうえで行った証言で嘘をついた人は、3ヶ月以上10年以下の懲役とします。

第174条 公然わいせつ

みんなの前でわいせつな行為をした人は、6ヶ月以下の懲役、30万円以下の罰金、拘留、科料のどれかの刑とします。

だい じょう ぶつはんぶとう
第175 条 わいせつ物頒布等

わいせつな本やプリント、絵や写真、データなどを配ったり、誰でも見られるような場所に置いたりした人は、2年以下の懲役か250万円以下の罰金・科料、またはその両方を科します。

このような行為をインターネットを通じて行った人も、同じ刑とします。

だい じょう しょうがい
第204 条 傷害

人の体を傷つけた人は、15年以下の懲役か50万円以下の罰金とします。

だい じょう ぼうこう
第208 条 暴行

人に乱暴な行いをしたけれども、相手にケガをさせなかった場合は、2年以下の懲役または30万円以下の罰金か拘留、科料とします。

だい じょう きょうはく
第222 条 脅迫

誰かを脅した人は、2年以下の懲役か30万円以下の罰金とします。

だい じょう めいよきそん
第230 条 名誉毀損

誰かの名誉を傷つけて評判を落とすようなことを、多くの人に知らせた人は、それが事実かどうかに関係なく、3年以下の懲役か50万円以下の罰金とします。

だい じょう ぶじょく
第231 条 侮辱

多くの人たちの前で人を馬鹿にしたり悪口を言ったりした人は、1年以下の懲役か禁錮、30万円以下の罰金、拘留、科料のどれかの刑とします。

だい じょう せつとう
第235 条 窃盗

他人の持ち物を盗んだ人は窃盗の罪とし、10年以下の懲役か50万円以下の罰金とします。

だい じょう さ ぎ
第246 条 詐欺

ひと だま もの て い ひと ねん い か ちょうえき
人を騙して物を手に入れた人は、10年以下の懲役とします。

だい じょう おうりょう
第252 条 横領

たにん か あず へん かつて じぶん ひと ねん い か
他人から借りたり預かったりしたものを返さずに、勝手に自分のものにした人は、5年以下の
ちょうえき
懲役とします。

だい じょう きぶつそんかいとう
第261 条 器物損壊等

たにん も もの こわ きず つか ねん い か ちょうえき
他人の持ち物を壊したり、傷をつけたり、使えなくしたりした人は、3年以下の懲役か30
まんえん い か ぼっきん かりょう
万円以下の罰金か科料とします。

みんぽう
【民法】

だい じょう せいげんこういのうりよくしや さじゆつ
第21 条 制限行為能力者の詐術

みせいねんしや じぶん せいねん うそ けいやく おこな ぼあい こうい と け
未成年者が、自分が成年であると嘘をついて契約を行った場合は、その行為を取り消すこと
はできません。

だい じょう ふほうこうい そんがいばいしょう
第709 条 不法行為による損害賠償

わざと、またはふちゆうい たにん けんり ほうりつ まも りえき がい あた ひと
わざと、または不注意によって、他人の権利や、法律によって守られる利益に害を与えた人は、
しやう そんがい たい かね しはら
これによって生じた損害に対してお金を支払わなければなりません。

だい じょう しょくぎやう きよか
第823 条 職業の許可

みせいねん こ しんけん おこな ひと きよか しごと
未成年の子どもは、親権を行う人の許可をもらわなければ、仕事をすることはできません。

ぼうしたいさくすいしんぽう
【いじめ防止対策推進法】

だい じょう きんし
第4 条 いじめの禁止

こ
子どもたちは、いじめをしてはいけません。

